

## 川崎市立中学校の部活動に係る懇談会開催運営等要綱

(令和5年1月21日付け 5川教健第990号)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立中学校の部活動に係る懇談会（以下「懇談会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (意見の聴取)

第2条 川崎市教育委員会は、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 部活動の実態、活動方針、今後の方向性に関すること。
- (2) 休日の部活動の地域移行に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

## (委員)

第3条 教育長は、次に掲げる者に懇談会の委員の就任を依頼する。

- (1) スポーツ又は文化芸術に係る知見を有する者
- (2) スポーツ又は文化芸術に係る団体の役職員
- (3) 保護者を代表する者
- (4) 市立中学校を代表する者
- (5) その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、就任した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (関係者の出席)

第4条 教育長が必要があると認めるときは、関係者を懇談会に招集し、意見又は説明を聞くことができる。

## (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部健康教育課において処理する。

## 附 則

この要綱は、令和5年1月21日から施行する。